

結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 家庭教育支援実施要領

島 根 県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業のうち家庭教育支援の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の目的

核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加など、家庭教育を行う上での困難な状況が指摘されている。また、様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援の届きにくい家庭への対応や、今般のコロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりも懸念され、地域全体での家庭教育支援の必要性が一層高まっている。

そのような中で、地域において、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりを行い、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を行うことが重要である。

このため、本事業において、家庭や地域と学校との連携・強化を図りつつ、家庭教育支援員に関わる地域の多様な人材の養成、家庭教育支援を担う者等の配置、「家庭教育支援チーム」の組織化等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等の支援活動の実施に加え、児童虐待の未然防止・早期発見などに資する対応を含め、支援が行き届きにくい家庭への対応を充実させることにより、家庭教育支援チーム等による取組の拡充・強化を図りつつ、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 事業の内容

(1) 家庭教育支援に関する推進体制の構築

①家庭教育支援に関わる地域の多様な人材（親学ファシリテーター等）等の養成
子育て経験者や子育てサポーターリーダー、元教員など、地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成する。

②家庭教育支援員等の配置

小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援体制を強化する。

③「家庭教育支援チーム」の組織化

家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等の地域人材を中心とした「家庭

教育支援チーム」の組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。家庭教育支援チーム員の構成例としては、親学ファシリテーター、子育て経験者、子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、保健師等が考えられる。なお、支援活動の実施に当たっては、これらの家庭教育支援チーム員、保健・福祉部局等の首長部局及び教育委員会等による連携を図りながら、連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するよう努めることとする。

④家庭教育支援員等（親学ファシリテーター等）に対する研修の実施

県は、家庭教育支援員等に対して、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題への対応などの家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の確保や資質向上等の方策、家庭や地域と学校との連携・協働の推進方策などに関する研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

研修の実施に当たっては、研修を受けた家庭教育支援員等による支援を通じて、社会に支えられた保護者が社会を支える家庭教育支援員等へと循環していく人材養成の仕組みの構築を図ることが望ましい。

なお、必要に応じて、市町村等も家庭教育支援員等に対する研修を実施することができるものとする。

(2) 家庭教育支援に関する取組の実施

①保護者への学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、保護者への学習機会の効果的な提供を行う。

【講座の例】

小学校入学時講座、発達段階に応じた子供のほめ方・叱り方、子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”、携帯電話やインターネットに関する有害情報対策、外国人の保護者支援のための講座など

②親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感や自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。

【プログラムの例】

親子で清掃ボランティア、親子料理教室、親子議会見学 など

③家庭教育に関する相談対応や情報提供

子育てに悩みや不安を抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施する。

【支援活動の例】

小学校等の空き教室を活用した交流の場づくり、企業訪問による講座の実施、広報誌の作成や ICT の活用等による家庭への効果的な情報提供 など

④保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者など、真に支援が必要な家庭に対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児検診の場など）に出向いて、情報提供や相談対応などの保護者に寄り添う支援を実施する。

【支援活動の例】

家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、電話やSNSを活用した相談対応、就学時健診等の場での個別相談 など

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町村が直接実施する事業または他の団体に一部を委託して実施する事業に対して補助する。

(2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

① 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② 家庭教育支援活動の実施・運営経費

家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等については、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする保護者の数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等の謝金単価については、各市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1, 480円を上限として積算することとする。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費・交通費については、校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費について、積算することとする。ただし、地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当す

る経費は原則除く。

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等にといて、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

7 その他留意事項

(1) 家庭教育支援活動の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- ① 家庭教育に関する学習機会の提供等の支援を行うに当たっては、就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用するなど、全ての保護者に支援が届くよう、実施する機会や場所の設定の工夫に努めること。
- ② 家庭教育の支援体制の強化を図るため、学校施設（教室や余裕教室等）や公民館等に家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等を配置するなど、家庭教育支援の拠点機能の整備に努めること。
- ③ 様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が、主体的に家庭教育を行えるよう、学校等と連携したアウトリーチ型支援や地域の身近な場所における相談対応など、保護者に寄り添った支援を行うよう工夫に努めること。
- ④ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ⑤ 県において本事業の成果等を取集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

(平成30年4月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)